\bigcirc (平成

九

次の表により、 改正 一前欄 12 掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

| [二~四十 略] | 第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものである分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項 | 本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。)の自己資 | 区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等(農林中央ファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象 | 一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッ | 成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号)第一条第一項第中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平 | である場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林 | 理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるもの | 一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代 | ものとする。 | 請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査する | 3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申 | 2 [略] | 第十一条 [略] | (業務の代理の認可の申請等) | 改 正 後 |
|-----------|--|--|--|-------------------------------|--|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--------|--------------------------------|---------------------------------|--------|-----------|----------------|-------|
| [二~四十 同上] | 対象区分に該当するものであること。 | る表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非う。)の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げ | 社等(農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいッファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会 | 0) | 成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号)第一条第一項第中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令(平 | である場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林 | 理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるもの | 一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあっては、当該業務の代 | | | 3 [同上] | 2 [同上] | 第十一条 [同上] | (業務の代理の認可の申請等) | 改正前 |

| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | [4 { 12 略] |
|-----------------------|---------------------|
| | [4 |

 \bigcirc 農林中央金庫法施行規則(平成十三年内、閣、府、第十六号)

の傍線を付した部分のように改める。

次の・ 表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

| (外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の | (外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の |
|--------------------------------|---------------------------------|
| [二・三 同上] | |
| | 掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。 |
| に該当するものであること。 | 第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項第三号に |
| 対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分 | の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項 |
| 自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非 | 次条、第百条及び第百条の二において同じ。)の自己資本の充実 |
| 会社等をいう。次条、第百条及び第百条の二において同じ。)の | その子会社等(法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。 |
| 林中央金庫及びその子会社等(法第五十六条第二号に規定する子 | る表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及び |
| 二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分に該当し、かつ、農 | 号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項第三号に掲げ |
| 第三号)第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第 | 第三号)第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二 |
| 区分等を定める命令(平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令 | 区分等を定める命令(平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令 |
| 資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する | 資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する |
| 資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己 | 資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己 |
| 一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に | 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に |
| | どうかを審査するものとする。 |
| | の設置の認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するか |
| 2 [同上] | 2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所 |
| 第二条 [同上] | 第二条 [略] |
| (外国における従たる事務所の設置等の認可の申請) | (外国における従たる事務所の設置等の認可の申請) |
| 改正前 | 改 正 後 |

委託等の認可の申請等

略

結の認可の申請があったときは、 かを審査するものとする。 農林水産大臣及び金融庁長官は、 次に掲げる基準に適合するかどう 前項の規定による委託契約の締

庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号 等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、 に該当するものであること 項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項第三号 の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分 ると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本 に掲げる表の非対象区分、 に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金 当該委託契約の締結が農林中央金庫の経営の健全性確保に資す -非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分 同項第二号に掲げる表の資本バッファ 同

[二·三 略]

略

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第百条 ることの認可を受けようとするときは、 社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とす (同条第一項第九号の三に掲げる会社 (以下「業務高度化等会 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象 認可申請書に次に掲げる書

委託等の認可の申請等)

第三条 同上

2 同上

条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる 同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分に該当し、か 等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分 ると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本 表の資本バッファー非対象区分に該当するものであること。 つ、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同 当該委託契約の締結が農林中央金庫の経営の健全性確保に資す

[二・三 同上]

[3・4 同上]

第百条 (認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

同上

備考 2 6 面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならな 三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書類 [一·二 略] [四~六 略] 口 表中の 第九項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。)の見 金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条 となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(農林中央 込みを記載した書面 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等(子会社 略 の記載は注記である。 2 6 [一・二 同上] [四~六 同上] 口 同上 第八項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。)の見 金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条 となる会社を含む。)の収支及び連結自己資本比率(農林中央 込みを記載した書面 同上 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等(子会社 同上

 \bigcirc 農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令(平成十四年内 閣 府令第十四

号)

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改正前 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (健全な自己資本の状況にある旨の区分) | (健全な自己資本の状況にある旨の区分) |
| 第五条 [略] | 第五条 [同上] |
| 2 [略] | 2 [同上] |
| 3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 | 3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 |
| 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 | 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 |
| 一条第九項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 | 一条第八項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 |
| 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の | 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の |
| 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 | 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 |
| 結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連 | 結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連 |
| 結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連 | 結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連 |
| 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 | 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 |
| 項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結普通 | 項に規定する区分等を定める命令第一条第八項に規定する連結普通 |
| 出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比 | 出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比 |
| 率をいう。 | 率をいう。 |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | |

 \bigcirc

次 \mathcal{O}

表により、

改 正 前 欄 に 掲

げる規定

 \mathcal{O}

傍線を付

た部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

農水産業協同 組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令(平成十六年内 閣 水産省令第七号)

の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改正前 |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (健全な自己資本の状況にある旨の区分) | (健全な自己資本の状況にある旨の区分) |
| 第十一条 [略] | 第十一条 [同上] |
| 2 [略] | 2 [同上] |
| 3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 | 3 第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 |
| 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 | 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 |
| 一条第九項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 | 一条第八項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 |
| 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の | 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の |
| 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 | 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 |
| 結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連 | 結自己資本比率をいい、第一項第一号イからハまでに規定する「連 |
| 結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連 | 結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連 |
| 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 | 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 |
| 項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結普通 | 項に規定する区分等を定める命令第一条第八項に規定する連結普通 |
| 出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比 | 出資等Tier1比率、連結Tier1比率及び連結総自己資本比 |
| 率をいう。 | 率をいう。 |
| 備考 表中の [] の記載は注記である。 | |

附

則

この命令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。